

したものが、単なる市長の努力とか企画財政部長の努力などというもので、こういう金額が出てきたものではありません。市民の皆さんの納めておられる税金、また地方自治体が住民福祉を向上する上で、不足分として交付される地方交付税、また前年度十分なる施策を行わなかったための繰越金、こういうものが主たるものを占めているわけでございます。ですから本来、こうした十三億九千二百万円の歳入につきましては、当然、市民の皆さんに十分なる還元をすべき施策をするのが、地方自治体としては当然のことであります。現在九月、まだ年度半ばでございます。やる気、これさえあれば、十分にこれは市民の皆さんに還元することができたことは、私が申すまでもないことであります。

しかるに、これらの多額の歳入をどういう措置をしたかと言えば、まず第一点目は、何としても大きな金額を占めているのが、積立金であります。際限のない積立金の増額、都市施設整備基金に六億円、そしてこの金額の合計が六十一億六千三百八十三万五千円になっているわけでございます。これが、いかに莫大な積立金になっているかということは、平成二年度の現時点までの市税の総額を六十七億七千二百万円としております。これに相当する積立金を、今日ため込んであるわけでございます。しかも、積立金はこればかりではありません。庁舎建設基金や財政調整基金など、その他、多分八基金の合計になると思いますが、いかに多額なものかという比較といたしまして、市民一人当たりの積立金、市民の人数で割ってみますと、これが何と三多摩二十六市中、福生市は第一位でございます。財政力第一位と言われるような武蔵野市などをはるかに超えた積立金をため込んでいる。これが、まさに私、福生市の財政運営の大きな特徴、ある意味では異常な財政運営と指摘するものでございます。

こうした際限のない積立金の増額により、その他の施策といたしましては見るべきものがありません。先ほども討論などで申し上げました報酬や給与等の改定分、議員で三百三十九万五千円とか市長の百五万七千円とか、こうしたものの、微々たるものがほかにあるだけでございます。あとは、精算的な意味合いを持つようなものであり、まさに、私十六年間の議員生活をしてまいりましたけれども、その中でも最もひどい補正予算の一つであると指摘せざるを得ません。もし、こうした財政運用を許し続けるとい

うなことになるれば、当市は本当に大変なところに入り込んでしまったのではないかと思います。

そういう点では、私も野党がこの点だけを指摘するのではなく、与党の皆さんも、理事者執行部のこうした財政運用について、十分な注意を払う必要が、あるのではないかと私は思う次第でございます。（「十分注意している」と呼ぶ者あり）財政を市民のために活用するのではなく、財テクという方向に走っているとすれば、それは地方自治体本来の趣旨から大きく道をはずしていると思うのでございます。こういう点を、私、今までもたびたび指摘してまいりましたけれども、なお一層そういう道に、今入ってきているわけでありまして、この点で、この場におきましても、そういう運用、方向を改めることを強く申し上げたいと思います。

私がいろいろ申し上げましたら、与党の皆さんも大変注意しているというようなことがありましたけれども、しかし、その注意が十分聞き取り入れられていないということ（「大きなお世話だ」と呼ぶ者あり）もう一度申し上げておきたいと思うのでございます。今後の市民本位の財政運用をすることをさらに強く申し上げて、私の反対討論といたすものでございます。

○議長（仲村清信君） 次に、賛成者十六番井上寅吉君。

（十六番 井上寅吉君登壇）

○十六番（井上寅吉君） 御指名がございましたので、議案第七十八号 平成二年度福生市一般会計補正予算（第二号）につきまして、賛成の立場から討論を行います。

まず、補正予算の性格についてですが、当初予算について過不足が生じたとき、行われるものであります。基本的には計画に基づくものであります。この点、本年度の当初予算は新しい基本構想のもとに新たなまちづくりに取り組むことになり、前年度より七・一％増の大型予算になっているところであります。また、計画化された事業についての予算は、その中に含まれているところであり、福祉、教育費等で投資的経費を除いた額は、他市と比較して決して少ない額ではありません。部分としての施策を取り上げて比較すれば、最高の市より低い部分もありましょうが、すべて最高にすることは不可能でありまして、バランスが大切であるものであります。

基金の積み立てについてですが、特定目的基金は、それぞれの目的のために積み立てられるわけでありまして、庁舎、学校等の建設に向かって計画的に積み立て、長中期的視点に立った財政計画の中で進められることが必要であります。また、都市施設整備基金については、今回の補正で六十一億六千四百万円程度になりますが、この基金は御承知のとおり、福祉センター、福生駅西口整備や公園緑地等のためのものであり、これらの事業等のために公社で先行取得している用地費の債務負担額は、今年度末で六十八億円程度に達する見込みのこととあります。これに建設費が加わってまいりまして、これらの事業を完成させながら、他の通常の投資経費及び経常的経費に影響をできるだけ及ぼさないようにするためには、事業化段階で補助金、起債等の特定財源をできるだけ確保するとし、仮にその半分が確保できるとしても、事業の状況によって変わると思われますが、毎年度五億円から十億円の基金の取り崩しが必要になると思われ

れます。

以上のような観点から申しますと、新たな総合計画による「輝く街福生」づくりのために、長中期的視点からする今回の補正予算はまことに健全で、先を見通した予算であると高く評価するものであります。計画に沿って各事業が進捗し、輝く街ができるよう期待を申し上げ、賛成討論いたします。(拍手)

(「共産党と発想が違うのだよ」と呼ぶ者あり)

○議長(仲村清信君) 以上で討論を終わります。

これより議案第七十八号について起立により採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、各委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(仲村清信君) 起立多数であります。よって議案第七十八号は、各委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(仲村清信君) 日程第十二 議案第七十九号 平成二年度福生市国民健康保険特別会計補正予算

(第一号)を議題といたします。

本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 上野重勝君登壇)

○厚生委員長(上野重勝君) 御指名をいただきましたので、厚生委員会に付託されました議案第七十九号

について、委員会の報告を申し上げます。

なお、お手元の審査報告書につきましての朗読は省略をさせていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

まず、理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、繰越金の三千百八十三万七千円の生じた理由。また、元年度の保険税改正による値上げの総額は幾らぐらいになるかとの質問に対しまして、理事者より、繰越金の出た理由は医療費が横ばいであったことと、前年度の繰越金が一億円あったことが大きな理由である。また、元年度の値上げ額は二百七十八万一千円であるが、徴収率等を掛けた場合には二百五十万円程度であるとの答弁がなされました。

その後、お諮りをいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ、当委員会報告のとおり可決されますようお願いを申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長(仲村清信君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲村清信君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第七十九号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲村清信君) 御異議なしと認めます。よって議案第七十九号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(仲村清信君) 日程第十三 議案第八十号 平成二年度福生市下水道事業会計補正予算(第一号)を議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 野口秀世君登壇)

○建設委員長(野口秀世君) 御指名をいただきましたので、議案第八十号 平成二年度福生市下水道事業会計補正予算(第一号)について、審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略をさせていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

理事者の説明を受けた後、質疑に入りましたが、さしたる質疑もなく、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第でございます。

何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長(仲村清信君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲村清信君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第八十号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲村清信君) 御異議なしと認めます。よって議案第八十号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(仲村清信君) 日程第十四 議案第八十一号 平成二年度福生市受託水道事業会計補正予算(第一号)を議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 野口秀世君登壇)

○建設委員長(野口秀世君) 御指名をいただきましたので、議案第八十一号 平成二年度福生市受託水道事業会計補正予算(第一号)について、審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

理事者の説明を受けた後、質疑に入りましたが、さしたる質疑もなくお諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第でございます。

何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長(仲村清信君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲村清信君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第八十一号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲村清信君) 御異議なしと認めます。よって議案第八十一号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(仲村清信君) 日程第十五 議案第八十二号 市道路線の認定についてを議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 野口秀世君登壇)

○建設委員長(野口秀世君) 御指名をいただきましたので、議案第八十二号 市道路線の認定について、審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本件は、審査に先立ち現地視察を行った後、理事者の説明を受け質疑に入りました。

委員より、これから市道として認定するような場所はどのくらいあるのか。また、どういうふうに進めていくのかとの質疑について、理事者より、道路形態はなしていても私道というところも多々あり、その辺については御寄附をいただいたり、買い取りをする中で道路認定をお願いし、市道としての格付をしていくことになるので、引き続きこのようなペースで進んでいくものと思うとの答弁があり、委員より、こういう道路の確定については境界がはっきりしていないところもあり、それをはっきりしていく作業をすると思うが、その折に、確定したポイントについては大変なことだが、十分な管理をしてもらいたい。また、市道への移管についても、なお努力されたいとの要望がありました。

委員より、中福生公園の一・二六五号線の道路の過去の経過はどういう形になっていたのか。また、終点

が個人の家の庭で行きどまりになっているが、現地視察をした際、そこに車が止まっていたが、今後それらの取り扱いについてどうするのかとの質疑に、理事者より、この道路の経過については、公園前の都道のところから斜めにおりたところまではもともと都道の敷地であり、上水に直角に上がるところについては、過去においては道路敷であったということである。また、公の道路への駐車については、特定の個人に使わせるのはまずいので、今後十分配慮していくとの答弁がありました。

委員より、東福生駅の一・二・三号線は道路認定をしたのかどうかとの問いに、理事者より、これについてはJRの土地の上を通るという関係があり、当分認定外道路として管理していくが、今後道路認定をしていきたいと考えているとの答弁があり、委員より、道路台帳上に市の道路としてあるが、現況は道路形態をなさずに占用されているところもあるようなので、必要なところは道路として復活させるなりして、管理を明確にしてほしいとの要望があり、その後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第でございます。

何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長(仲村清信君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲村清信君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第八十二号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲村清信君) 御異議なしと認めます。よって議案第八十二号は、委員長の報告のとおり可決され

ました。

○議長（仲村清信君） 日程第十六 陳情第二十四号 ワンルームマンション（アーバンヒルズ福生）建設反対の陳情書を議題といたします。

本件については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（建設委員長 野口秀世君登壇）

○建設委員長（野口秀世君） 御指名がございましたので、陳情第二十四号 ワンルームマンション（アーバンヒルズ福生）建設反対の陳情書について、審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

委員の意見として、何年か前にも同じような陳情が出され、建設委員会がその意思に賛同したにもかかわらず、陳情者が話し合って解決し建設されてしまったという経過があるので、建設委員会としてももう少し確認をする必要があるのではないかと。そこで、建築確認はおりているのか。指導要綱の中にある付近住民との話し合いは行われたのか。駐車場を設置するような指導はできないのか。また、指導要綱をパスしないと建築確認はおりないのか等について理事者の説明を求めたところ、理事者側より、建築確認は既においており、事前に関係権利者に対し説明会を行う中で紛争が生じないということと指導もしている。地元住民とは二度ほど話し合いも行われたと聞いている。

駐車場については、床面積の合計が三千平方メートルを超えないと、駐車場はつくらなくてもよいという事になっていて、指導要綱を通らないから建築確認をおろさないということとは、法的にはできない等の説明があり、委員より、実際問題として建築確認もさきにおいてしまっておき法的な効果もなく、過去の例では議会が利用されたというような経過もあるので、もう少し陳情者の真意を確認するためにも慎重を期し、継続して審査する必要があるのではないかとこの意見があり、お諮りいたしましたところ、全員一致で継続審査とすることに決定した次第でございます。

引き続き九月十四日に委員会を開催し、審査をいたしました。

委員より、この陳情については幾つかの疑義がある。第一に、建築許可がおりてしまった後に反対するという事になると、国の基準にのっとった建物に対しての反対表明にもなってしまうのではないかと。商店街の発展のためには、一階部分を商店にしてもらいたいとあるが、建築基準法ではどちらでもよいということ。また、市民要望にこたえて用途地域の格上げをしたわけだが、そのためにマンションができてしまう。言うならば、用途地域の見直しに働いた我々が、今度はマンションに反対するという矛盾があるということを見直しに働いた我々が、今度はマンションに反対するという事、この際、陳情書を採択してほしいとの意見があり、その後、お諮りいたしましたところ、全員一致で採択と決定した次第でございます。

何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（仲村清信君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

○十二番（原 敏子君） 今の委員長報告、このワンルームマンションの建設反対の陳情書につきまして、二日間にわたって委員会が開かれて、今、委員長報告を聞きましてわかったようなわからないような報告だったのでございますけれども、その中で、陳情書の中にありますこの陳情者の皆さんの最後のところに「格別なる御配慮を賜りたく周辺住民ともども陳情いたす次第です」ということ、これが、この陳情はいろいろありましたけれども採択されたということですが、今後、この陳情に対してどういうふうな措置をとられるのかということが、委員会で話されたのかどうか。ぜひそこを聞きたいと思います。

○建設委員長（野口秀世君） 委員の意向といたしまして、できるならば今後はこういう陳情は受けないでほしいというような意見がございました。以上でございます。

○十二番（原 敏子君） 陳情を受けるとか受けないとかというのは議長が受けつけるわけで、市民が何を

○ するにしても陳情、請願権というのは市民にあるわけで、そういうのは議会がこういうふうに行うことができるものではないのですが、では、今の陳情者の皆さんがこういうマンションができて、本当に困るのだと。そういうことで、これは建設委員会で採択されたわけです。これはとってもよかったと私は思いますけれども、その結果、採択した建設委員会は、この陳情者の皆さんの意向をどういうふうに反映していくのか。そのところが討論されたのか。何もなしに、とにかく採択しておこうというふうになったのか。そのところをお聞きしたいのです。

○ 建設委員長（野口秀世君） 詳しい、いわゆるやりとりというのはなかったというふうに覚えております。

○ 議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

○ 議長（仲村清信君） 二四号について採決いたします。

○ 本件に対する委員長の報告は、採択であります。

○ お諮りいたします。

○ 本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

○ 議長（仲村清信君） 「異議なし」と呼ぶ者あり

○ 議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって陳情第二一四号は、委員長の報告のとおり採択されました。

○ 議長（仲村清信君） 日程第十七 陳情第二一五号 固定資産税等の改定率抑制に関する陳情書を議題といたします。

○ 本件については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

○ 総務委員長（林田 武君） （総務委員長 林田 武君登壇）

○ 総務委員長（林田 武君） 御指名をいただきましたので、陳情第二一五号につき委員会における審査報告をさせていただきます。

○ なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

○ 委員より、陳情者の言われるとおりであり、一番土地の高騰したときの地価を基準に固定資産税を算出するということとはとても納得できない。この陳情書をぜひ採択していただきたいとの意見がありました。

○ また委員より、いわゆる狂乱物価の原因は政府の土地政策の失敗であり、土地高騰の主な原因は投機を対象にした人たちであり、一般市民が固定資産税の値上げという被害をこうむることは、断じて許されな

○ い。この陳情を採択し、なおかつ強力なる意見書を提出すべきだとの意見がありました。

○ お諮りいたしましたところ、全員異議なく採択と決定し、意見書を提出することに決定した次第であります。

○ 何とぞ、当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○ 議長（仲村清信君） 以上で委員長の報告は終わりました。

○ 議長（仲村清信君） これより委員長の報告に対する質疑を行います。

○ 議長（仲村清信君） 「なし」と呼ぶ者あり

○ 議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

○ 議長（仲村清信君） 二五号について採決いたします。

○ 本件に対する委員長の報告は、採択であります。

○ お諮りいたします。

○ 本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

○ 議長（仲村清信君） 「異議なし」と呼ぶ者あり

○ 議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって陳情第二一五号は、委員長の報告のとおり採択されました。

○ 議長（仲村清信君） 日程第十八 陳情第二一六号 義務教育費国庫負担制度の堅持と削減、除外された

費用の復元を求める陳情書、日程第十九 陳情第二十七号 「義務教育費国庫負担法」の改正に反対し、これまでに除外、削減された費用の復元を求める陳情書の二件を一括して議題といたします。本二件については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(総務委員長 林田 武君登壇)

○総務委員長(林田 武君) 御指名をいただきましたので、陳情第二十六号、陳情第二十七号につき、委員会における審査報告をさせていただきます。  
なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

委員より、この陳情書と同様の陳情書が昭和六十二年十二月に出され、六十三年三月、同年九月と二度にわたり採択となり、意見書を提出している。今回も採択し、意見書を提出されたいとの意見があり、全員異議なく採択と決定いたしました次第です。

何とぞ、当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長(仲村清信君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲村清信君) 以上で質疑を終わります。

これより陳情第二十六号及び陳情第二十七号について採決いたします。

本二件に対する委員長の報告は、採択であります。

お諮りいたします。

本二件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲村清信君) 御異議なしと認めます。よって陳情第二十六号及び陳情第二十七号は、委員長の報

告のとおり採択されました。

○議長(仲村清信君) 午後一時まで休憩いたします。

午前十一時五十五分 休憩

午後一時 開議

○議長(仲村清信君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第二十 陳情第二十九号 核に反対し、横田基地をなくす住民運動に対する理解と支援を求める陳情書を議題といたします。

本件については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(総務委員長 林田 武君登壇)

○総務委員長(林田 武君) 御指名をいただきましたので、陳情第二十九号につき、委員会における審査報告をさせていただきます。  
なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

委員より、他西多摩近辺の市町村での状況についての質問があり、局長より、平成二年六月定例会までの段階では提出されていないとの説明がありました。

委員より、横田基地では八月には一日九十回を超すような飛行があり、中東情勢の変化の中でどこかで戦争があれば、横田基地から多くの人員や武器が運ばれていくことに間違いがない。横田基地は、アメリカ軍にとっては大事な基地だが、市民にとっては大して有用ではない。そういったことを考えても、こういった行動で意思を表示することは大事であり、ぜひこの運動を理解して支援し、議員がこぞって参加することまで含めて考えてもらいたい。沖繩では、自治体の首長で働きかけている人も多く、ぜひ理解して採択していただきたいとの意見がありました。

また委員より、今の基地の被害の実態と核の持ち込み疑惑を考えると、抗議することは重要だと思うの

で、採択していただきたいとの意見がありました。

委員より、東西デタントの時代に入ったことは事実かもしれないが、現在行われているペルシャ湾沿岸の紛争など、現実社会はかなり厳しいものがある。石川市長も基地はない方が望ましいということ再三言っている。私もそれに賛成する。基地はない方が望ましいが、現実にはある。また、日米安保条約の観点からいっても仕方がないというのが、現実の姿である。基地公害の問題は別な観点から追及していかねばならない。今回の陳情者の言われるような横田基地を包囲することは、現実的には理解に苦しむ。したがって、この陳情書は不採択にしてほしいとの意見がありました。

その後、起立によって採決いたしましたところ、賛成少数で不採択と決定いたしました。

何とぞ、当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長（仲村清信君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。十番村野和一郎君。

（十番 村野和一郎君登壇）

○十番（村野和一郎君） 御指名をいただきましたので、陳情第二一九号につき、反対の立場から討論をさせていただきます。

横田基地は、確かにない方が望ましいのは事実ですが、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つという国防上の必要性により、日米安保条約に基づき存在するものであり、容認せざるを得ません。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

航空機騒音と基地の存在に伴うさまざまな障害については、国の責任において対策を講ずべきものと考ええるものであります。去る昭和六十三年に実施いたしました福生市市政世論調査報告書によりますと、基地はあってもやむを得ないが、騒音対策や生活環境整備に力を入れるべきだという意見が五六％、国政上の問題であり、あってもやむを得ないという回答が一六％、国の防衛施策の施設であり、あって当然であるが四％、これを合計いたしますと七六％の福生市民が、すなわち四人に三人が、基地の存在を肯定あるいは容認しているわけでございます。これを見ましても御理解いただけるものと思えます。

確かに世界の情勢は、東西対立の冷戦の時代からデタントの時代へと急激に大きく変わってきております。しかしながら、現に中東におけるイラクのクウェートへの侵攻に見られるように、局地的紛争は続いております。そうした厳しい現実も見逃すわけにはいきません。日本の安全と世界の恒久的平和を熱烈に願っている一人として、基地を包囲し基地をなくすのだというような運動は、絶対に容認するわけにはいきません。

このことを申し上げ、反対討論とさせていただきます。（拍手）

○議長（仲村清信君） 次に、賛成者十三番遠藤洋一君。

（十三番 遠藤洋一君登壇）

○十三番（遠藤洋一君） 陳情第二一九号 核に反対し、横田基地をなくす住民運動に対する理解と支援を求める陳情書に対する賛成の討論を行っていききたいと思います。

いやはや大変にあきれたことでありまして、このような過激な軍事主義者がこの我が福生市議会の中におられるということは、想像もできないことでありました。横田基地はない方がよいと一方では言いながら、基地をなくすようなことは容認するわけにいかないという、まさに自己矛盾憧憬の中に撞着しているということは、指摘をしなければいけないことではないでしょうか。九月十九日の毎日新聞に署名記事が出ていました。その中では弱腰の地方自治体というような記事で、署名記事ですから、記者の責任を持った発言だと思えますけれども、その中で、現実には基地はない方が望ましいというけれども、地元の自治体としては大変に弱腰ではないのか。無通告飛行に対する抗議の仕方も弱いし、結局、データや根拠は国

や基地に申し出、抗議していくことが住民の声の代弁ではないかということが書かれているわけです。それは、ほかの議員の皆さんも、特別、特段に基地が大好きという方を除けば、皆さんも同じような御意見ではないかと思っています。

今までも市長は答弁の中で、基地はない方がよいけれども、しかし、国の施策でしようがないのだということをおっしゃっているわけで、しかし、国の施策でしようがないかもしれないけれども、自治体として、やはり要らないのだということを言っていないかと、要らないと言いなから、一方では、やはりあってもいいのだという限りはなめられるわけです。それはきちんとした態度が、行政にも議会にも必要ではないかというふうに思います。要らないのであれば、困るなら困ると言い続けられない限りは、困るけれども、しかしやはりいいのだでは困るのです。その点からいいますと、今度の陳情に関しては、ぜひ皆さんで協力をしてくださいということ、この中で書いてあるわけです。

先ほどの委員長報告の中の前半の部分は、私が委員会の中で発言したところですが、本年八月の五日の沖縄での嘉手納基地の包囲も二万五千人から二万七千人のたくさんの方が参加をなさいました。その中では、それぞれ自治体の首長さんでも参加をなさる方がおりましたし、自治体ごとに皆さんで、とにかく行ってみよう。基地のことを考えようということをやったわけです。

私、今度の手をつなぐということ、包囲することがそのまま、例えばあしたにもなくせというふうにながるとは、ちょっと思いがたいのです。しかし、少なくとも二万人が手をつながなければ囲めないぐらい大きなものが我がまちにあるということの実感を得ることは大事であろう。少なくとも、まちの三分の一を占めているということの実感を市民の皆さんと、どう一緒に持つかということが大事であろう。そういうふうなふうに思っているわけです。

先ほど、世論調査の話が出てきました。しかし、五六%の人の条件があります。あってもやむを得ないけれども、国が施策をちゃんとしないかということ、を言っている上での条件がつかます。大変に基地が大好きで当然であるという人は、わずか四%に過ぎません。そういうことから言いますと、あってもやむを得ない人、あっても当然の人を足しても、わずか二割です。残り八割の人は、何らかの条件をつけるか、も

しくは要らないと言っているわけです。このことは、少なくとも七六%の人が肯定、容認をしているという論理には、必ずしもならないと思います。それには前提があるわけです。そういった前提をどうやって世論としてつくっていくかということが、僕は大事であろうと思うし、そのことで基地の騒音が少しでもなくなっていくという、あるいは土日飛ばなかったり、あるいは正月だけでも飛ばなかったりということになっていくと思うのです。そういう世論づくりをしていくためには、僕はこういった住民運動に対して、行政や議会が協力をしたり、あるいは理解をしていくことは大事だろうというふうには思っています。

そういう意味からいいますと、ぜひ皆さんの御理解でこうした横田基地を囲むということ、そのものの発想からいえば、おもしろい発想ではありませんか。つまり、手をつないで囲んでみようなどということとはなかなか考えませんよ。そういうことをする。つまり、旗を掲げてそこへ行って「わっしょい」とこぶしを上げるのではなくて、みんなでやってみようということが、僕は基地に対する周辺住民の態度としては、大変大事だろうと思っています。ぜひ、この陳情が反対多数で否決されたとしても、ぜひそれぞれの議員の皆さん、ぜひその日は福生公園において、自分のおうちに一番近い基地の回りを手をつなぐということをしていただきたいと思っています。そのお願いもあわせて、ぜひこの陳情を採択していただきたいという賛成討論にかえていきたいと思っています。

○議長（仲村清信君） 次に、賛成者二番大森 進君。

（二番 大森 進君登壇）

○二番（大森 進君） それでは、陳情第二十九号 核に反対し、横田基地をなくす住民運動に対する理解と支援を求める陳情書に対して、賛成の立場から討論を行います。

この陳情は多くの労働組合、市民団体並びに個人が結集してつくっている「核に反対し、横田基地を包囲する西多摩の会」を代表して、島田 久さんが出された陳情であります。陳情理由に述べられているように、世界は東西対決の時代から平和・軍縮へと歩み始めております。この日本における米軍基地についても、さまざまな分野の方たちから議論が出され、また行われております。これからもこうした流れや議論がさらに加速していくものと考えられます。世界は大きく動いています。日本も例外とはなり得ず、反

核・軍縮の流れはさまざまな形で影響を受けていく時代に入っています。

とりわけこの米軍横田基地は、首都圏に位置しており、核持ち込み疑惑は深まるばかりであります。基地に関する事故が数多く起きている事実を見過ごすことはできません。首都圏に基地があることや、日本にある基地について、私たちは真剣に問い直さなければならぬと考えます。核に反対し基地をなくす運動は極めて重要であると考えます。より一層の運動の発展を願ってやみませんし、平和を希求する福生市議会として、この陳情趣旨を理解し採択することが、陳情者に対して、そして市民に対してこたえることになると思います。

基地をなくし、核をなくすために、反戦平和運動の発展と一〇・二一基地包囲の成功を願いつつ、この陳情が福生市議会として採択されるよう申し述べて賛成討論といたします。

○議長（仲村清信君） 以上で討論を終わります。

これより陳情第二十九号について起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、不採択であります。

お諮りいたします。

陳情第二十九号は採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（仲村清信君） 起立少数であります。よって陳情第二十九号は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

○議長（仲村清信君） 暫時休憩いたします。

午後一時 十四分 休憩

午後一時四十六分 開議

○議長（仲村清信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第二十一 議案第八十三号 平成元年度福生市一般会計決算認定についてを議題といたします。  
本案について、提案理由の説明を求めます。

（収入役 内田和雄君登壇）

○収入役（内田和雄君） 御指名をいただきましたので、議案第八十三号 平成元年度福生市一般会計歳入歳出決算につきまして、御説明申し上げます。

初めに、内容に入る前に、昨年の指定金融機関の不祥事につきましては、議員並びに市民の皆様に変な御迷惑と御心配をおかけいたしましたことを深くおわび申し上げます。今後、このような不祥事が二度と発生しないよう十分配慮し、業務を推進してまいる所存でございますので、今後ともよろしくお願いいたします。

平成元年度における我が国の経済情勢は、内外における幾つかの不安定要因を抱えながらも、個人消費が順調に推移し、設備投資が増勢を続けるなど内需を中心とした拡大基調を続けてまいりました。また、金融分野におきましては金利の自由化が急速に進行し、相次ぐ公定歩合の引き上げと相まって、高金利時代の幕あけの年となりました。このような変動する経済情勢下において、なお厳しい国家財政のもとにおきまして、議員並びに市民の皆様への深い御理解と御協力のもと、一定の成果を上げられましたことにつきまして、深く敬意と厚く御礼を申し上げる次第でございます。

それでは、平成元年度の市の財政一般について、普通会計ベースでその概要について若干申し上げます。それでは、平成元年度の市の財政一般について、普通会計ベースでその概要について若干申し上げます。それでは、平成元年度の市の財政一般について、普通会計ベースでその概要について若干申し上げます。それでは、平成元年度の市の財政一般について、普通会計ベースでその概要について若干申し上げます。

まず、収入の状況から見ますと、歳入の伸び率が歳出の伸び率を若干上回り、実質収支額は五億八千二百四十六万八千余円となっております。また、単年度収支額は三億一千五百三十一万二千余円と相なっております。実質収支比率は七・六％で、前年度と比較いたしますと三・八％の増となっております。歳入全体の伸び率は二％でございます。前年度の伸び率三・六を一・六％下回っております。これは市税、地方譲与税、利子割交付金、国庫支出金、都支出金等の伸びにもかかわらず、地方交付税、繰越金、地方